

12月4日から10日までは人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年度で採択69周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年(1949年)以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、我が国の人権状況に対する国際的な関心が高まる中、今一度、世界人権宣言の意義や人権に対する理解を深める取組を進め、全ての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現を図っていく必要があります。

そこで本年も、12月4日(月)から12月10日(日)までの1週間を「第69回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施しようとするものです。

高知地方法務局及び高知県人権擁護委員連合会においても、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所にて「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごと等、人権に関する御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽に、最寄りの「相談窓口」を御利用ください。

※お問い合わせは、最寄りの法務局又は市町村の担当窓口又は人権擁護委員まで。

「くらしの悩みごと相談所」

12月5日(火)は、高知よさこい咲都合同庁舎で「くらしの悩みごと相談所」が開催されます。同会場において、人権擁護委員が、地域住民の皆様の様々な悩みごとの相談をお受けいたします。皆様、お気軽にお越しください。

1. 日 時：12月5日(火) 10:00～12:00、13:00～16:00 (相談受付は15:30まで)
2. 会 場：高知よさこい咲都合同庁舎 7F 会議室 (高知市栄田町2丁目2-10)
3. 相談担当者：弁護士資格を有する人権擁護委員、司法書士資格を有する人権擁護委員
4. 相談内容：差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等家庭及び近隣関係等における法律・人権問題に関するあらゆる相談
5. その他：事前予約制です。下記お問い合わせ先にてご予約ください。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

■問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-3503

ニュース 人権擁護委員による 人権教室開催

10月4日、伊野小学校の3年生、4年生を対象に、人権に関する命や思いやりの心の大切さを考えるため、人権擁護委員6人による人権教室が開催されました。

3年生は、人権擁護委員による心のこもった「葉っぱのフレディ」の朗読劇を鑑賞しました。マンドリンの生演奏もあり、子どもたちは劇の世界に惹きこまれていたようでした。

4年生はいじめをテーマにしたビデオ「プレゼント」を視聴し、その内容を振り返りながら「いじめ」について学びました。ビデオを見る子どもたちは、真剣に画面に見入り、その後の学習でも積極的に発言していました。

授業を受けた子どもたちからは「葉っぱにも命があり命の大切さを感じた」「友達を大切に、思いやりをもって生きていきたい」などそれぞれが人権について考えることができました。

